

### Ⅲ ぎふの豊かな森林・水を活かした環境にやさしい社会づくり

1 木質バイオマス利用施設導入促進事業

(1) 事業目的

間伐等に伴い生じる林地残材等の未利用材を木質バイオマス資源として利用促進を図り、自然エネルギーによる環境にやさしい低炭素循環型社会の構築を目指すため、公共施設等への木質バイオマスを利用したエネルギー利用施設の導入を支援する。

(2) 実施内容

○公共施設等における木質バイオマス利用施設の導入  
木質チップ・ペレット等ボイラー、ストーブ等。ただし、燃料は県内に所在する森林から生産された木材を原料として加工・製造されたものに限る。また、ストーブ等は県内で製造された製品の導入に努める。

(3) 実施方法

○木質バイオマス利用施設の導入に対する補助

(4) 事業量（H29～33年度の5年間）

5施設（ボイラー）、100台（薪・ペレットストーブ）

(5) 事業主体

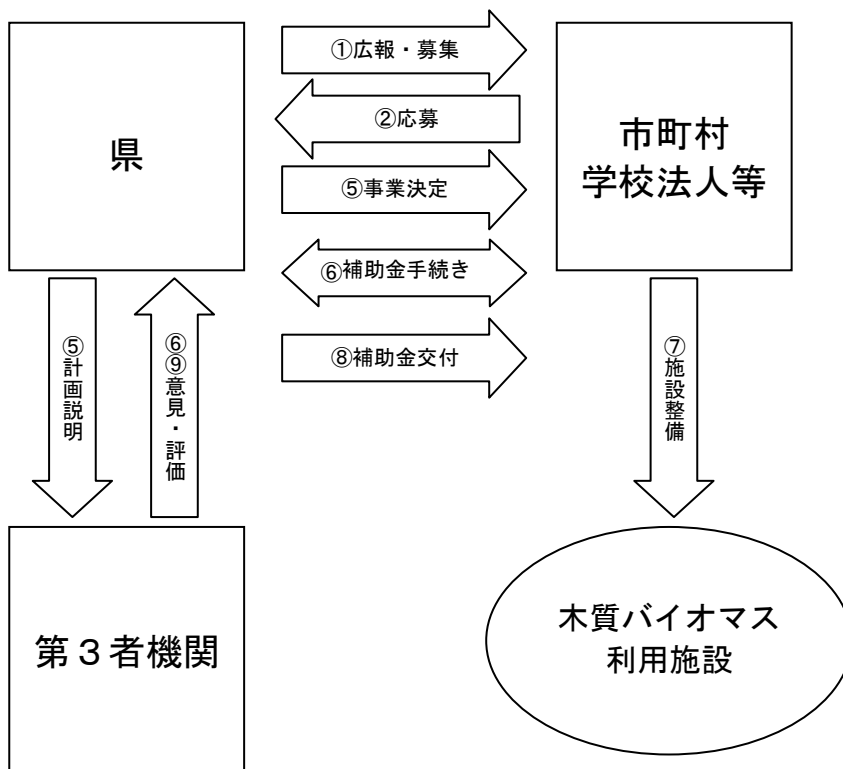
市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、民間事業者（多くの県民の利用が十分見込まれる商業・観光・レジャー事業等を営む者）、その他知事が認めるもの

(6) 補助率等

事業費の1/2以内 上限設定あり（木質資源利用ボイラー等は25,000千円/施設、木質ペレットストーブ、薪ストーブは500千円/施設）

(7) 事業フロー図（イメージ）

公共施設等における木質バイオマス利用施設の導入



担 当：林政部 県産材流通課 資源活用係（内線3014）

2 小水力発電による環境保全推進事業

(1) 事業目的

市町村・地域団体等が、身近な水路等（専用農業水利施設を除く）に小規模な水力発電施設を設置又は既存の小水力発電施設（以下 既存施設）を活用し、環境保全学習を実施することを通じ、環境負荷の低いエネルギーシステムの普及・啓発を図る。

(2) 実施内容

①環境教育推進型

0.1kW 程度の簡易な小水力発電施設の設置（既存施設の改修も可）及び必要に応じた電力利用施設の設置に要する原材料費、工事請負費、及び事業実施に必要な事務費の補助。

②環境保全提案型

0.1kW 以上の小水力発電施設の設置（既存施設の改修も可）に要する原材料費、工事請負費、及び事業実施に必要な事務費の補助。  
電力利用施設の設置及び改修費用は対象外とする。

(3) 実施方法

県は取組を公募し、第三者による評価会議の結果を踏まえ、優秀提案者として選定した事業主体に対し費用を補助する。

(4) 事業量（H29～33年度の5年間）

①環境教育推進型 10 施設程度、②環境保全提案型 5 施設程度

(5) 事業主体

市町村、NPO法人、地域団体等

(6) 補助率等

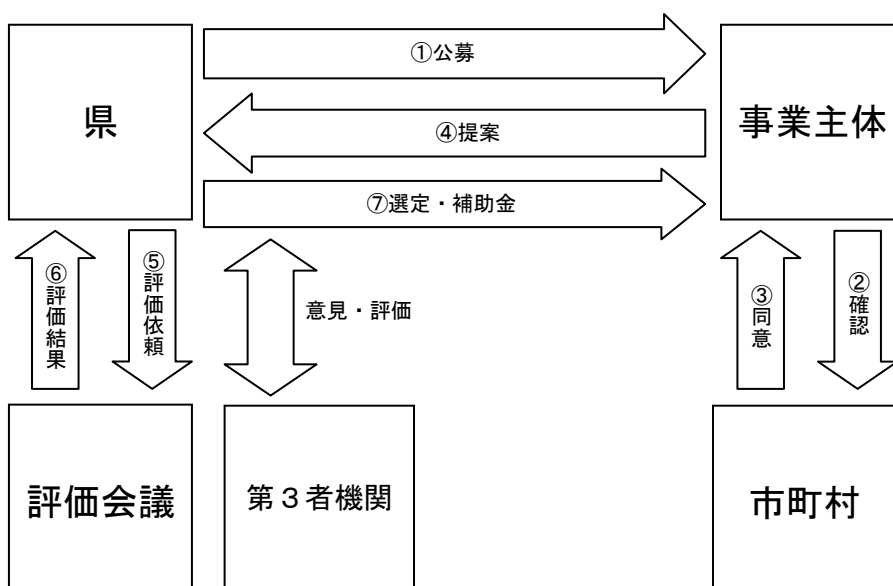
①環境教育推進型

補助率：定額（上限1,000千円）

②環境保全提案型

補助率： 定額 0.1kW～1kW まで : 1,000千円+100千円/0.1kW  
1kW 以上 : 2,000千円/kW（上限10,000千円）

(7) 事業フロー図（イメージ）



担 当：農政部 農地整備課 水利・小水力係（内線3183）